

ガルトゥング、リアドンから学んだこと

君島 東彦

立命館大学国際平和ミュージアム館長

立命館大学国際関係学部特命教授

世界の平和研究をリードしたふたりの平和研究者が続けて亡くなった。米国のベティ・リアドンが2023年11月3日に、ノルウェー出身のヨハン・ガルトゥングが2024年2月17日に。1929年生まれのリアドンは94歳、1930年生まれのガルトゥングは93歳だった。

ふたりとも日本の平和研究に大きな影響を与えたが、立命館大学にとってはとりわけ縁が深い。ふたりとも立命館大学国際関係学部・大学院国際関係研究科で客員教授をつとめ、国際平和ミュージアムでたびたびセミナーを開催した。

ふたりの平和研究者の逝去を受けて、立命館大学は2024年8月に一般市民向けの教養講座である立命館土曜講座で、ガルトゥング、リアドンの仕事を振り返る機会を持った。『立命館平和研究』としても、彼らの研究および実践を振り返って、我々は彼らから何を学び、何を継承・発展させるのか、考えたいと思う。今回の特集はそのためのものである。今回の特集では、日本においてガルトゥング平和学、リアドン平和学をもっとも内在的、的確に理解しているふたりの研究者、藤田明史氏と秋林こずえ氏から寄稿していただいているので、本格的な検討はおふたりの論稿に委ねたい。また安齋育郎氏からガルトゥングとの知的交流について振り返っていただいた。ここでは、わたしがガルトゥング、リアドンから学んだことを書かせていただきたい。本稿は「ガルトゥング、リアドン管見」ということになる。

ガルトゥングの学問スタイル

まずガルトゥングの学問を振り返ることから始めたい。ガルトゥングは、「…細かい実証研究に特化する研究者ではない。事実の知見を前提としながら、これをいくつかの指標の組み合わせによる思考実験で解析し、多様な光を当てること、それによって眼前の事実を様々な潜在的可能性のうちのモメントに落とすこと、それによって将来の可能性を提示すること——これが彼の研究スタイルにおいて一貫して見られるものである」¹⁾。ガルトゥングはまた、「私の思考を導いているものはマルクス主義的なものが70%、リベラリズム的なものが70%、これら二つの西洋の主要な原理に反対するアジア的なものが60%であると感じている」²⁾と述べている（数字はガルトゥングが言ったまま）。ガルトゥングには『グローバル化と知的様式——社会科学方法論についての七つのエッセー』という論文集があることからわかるように、単に平和学を打ち立てたのみならず、社会科学方法論についても深い洞察がある。英米的、ドイツ的、フランス的、日本的という4つの主要な社会科学方法論を分析・類型化したうえで、自分のスタイルを折衷主義として積極的肯定的に位置づけている。

世界の全体構造は、支配する側、ヒエラルキーの上の方からはよく見えず、周辺、底辺、支配される側からこそよく見えるものである。ノルウェーという英米圏、ドイツ圏の周辺国の出身であり、ヴァイキングのように世界を旅して、多様な文化・学問と

知的交流を続けてきたガルトゥングには、社会科学方法論の違いがよく見えるのであろう。同時に、ガルトゥングにはパックス・アメリカーナ（アメリカ帝国）という世界の権力構造もよく見えている。

ガルトゥング平和理論の構成要素

わたしは憲法学の研究者として出発して、日本国憲法の平和主義を研究対象とした。しかし、憲法平和主義を的確に理解しようとすると、憲法学だけでは足りないということを痛感した。憲法平和主義をより根源的、より包括的に理解するために、憲法学を越境して平和学の分野に研究領域を拡大した。そしてガルトゥング（およびリアドン）の平和理論を参照した。それは憲法平和主義の理解にとってきわめて有益であった。

ガルトゥングの平和理論は、彼の研究、思考の進化、深化に応じて、変化し続けたものである。その変化に留意が要るが、あえて単純化すると次のような要素を含んでいるとわたしは考えている³⁾。

1 平和とは紛争をなくすことではない。それは不可能である。多様な人間からなる人間社会において紛争は不可避であり、むしろ紛争には積極的な意味がある。平和とは紛争の暴力化、武力紛争を防ぐことである。平和とは紛争転換である。

2 ガルトゥングは絶対平和主義者ではない。ポイントは軍をなくすことではなくて、軍の役割をあくまでも防御的なものに抑制することである。さらに、紛争地において平和維持、住民保護のために、軍ではなくて非軍事的な平和ワーカー、紛争ワーカーの活動に置き換えていくことは歓迎される。

3 軍関係者との対話も重要である。軍の暴力性を抑制していく努力は有意義である。そうすると、軍は紛争地で活動している NGO に近づいていく。

4 紛争に取り組むのは外交官だけではない。我々ひとりひとりが紛争ワーカーなのだ。

5 日本国憲法の平和主義についていえば、9条は反戦、反軍の規定であり、これだけでは平和条項は完結しない（消極的平和ではある）。前文が「専制、隷従、圧迫、偏狭、恐怖、欠乏」等の構造的暴力の克服をめざしており、我々の目標としての積極

的平和を明確に指し示している⁴⁾。

6 ガルトゥングは平和あるいは紛争を考えるにあたって、文化の側面を的確に視野に入れている。彼は深層文化という言葉を使うが、これは「集合的下意識」と言い換えうる。彼は、ある集団——たとえば米国人、ロシア人、中国人、日本人——の選民意識、トラウマ（過去の屈辱的体験に由来する心の傷）等が平和の問題に関係していることを重視する。これは心理学、精神分析学に関連する⁵⁾。

さしあたり以上である。

ガルトゥング理論はわたしの憲法平和主義論にどのように影響したか

ガルトゥングの理論は次のような点でわたしの憲法平和主義論に影響を及ぼしたと思う⁶⁾。

1 憲法平和主義を規定する条項として、9条だけではなく、前文を重視する。ガルトゥングは消極的平和をめざす9条に加えて、積極的平和の目標を指し示す前文に注目している。わたしは9条を「しない」平和主義、前文を「する」平和主義としてとらえている。

2 憲法9条のとらえ方として、ガルトゥングの理解は「専守防衛」に近い。これは冷戦期の日本政府の9条解釈に近いかもしれない。わたしの9条理解は、ガルトゥングほど冷戦期の日本政府解釈に近いものではなくて、わたしは9条を英国の政治学者、マーティン・キーデル（Martin Ceadel）がいう「漸進的平和主義（pacificism）」として理解している。これは、軍備と戦争の廃絶という目標を決してあきらめないが、いまの国際秩序においてそれはすぐに実現できないので、暫定的に防御的な軍備と武力行使は認める。そして絶対平和主義の目標が実現できる方向に向かって、いまの国際秩序を変革するために我々が働きかけて行動することを重視するというものである。わたしの9条理解はガルトゥングよりもっと平和主義的であると思う。

3 憲法前文・9条という憲法規範の重要性はいうまでもないが、ガルトゥングがいうように平和を実現するためにそれだけでは充分ではない。憲法規範をコアとする包括的な平和政策パッケージが必要

である。そのような平和政策パッケージには、東アジア共通の安全保障の枠組み（それは東アジア歴史和解を含む）、世界の人道的危機に対する非軍事的な介入・住民保護の方法の提示等が含まれる。

4 日本国憲法の平和主義に関しては、日本人のトラウマが関係しているとわたしは考えている。日本国憲法を「押し付け憲法」としてその改正をめざす改憲派にとっては、日本国憲法の成立過程が屈辱的であり、トラウマとなっている。このトラウマを癒すために、とにかく憲法改正をしなければならないという行動になる。また逆に、日本国憲法を擁護する護憲派にとっては、「憲法9条は押し付けられた」と主張すること自体が屈辱的であり、それを否定する「憲法9条は日本人の発案である」と主張し続ける行動になる。これらの行動は、ガルトゥングのいう日本人の深層文化のレベルにまで降りていってとらえなければ理解できない行動である⁷⁾。

5 国際関係をつくる主体として、政府だけではなくて、さまざまな主体——自治体、大学、市民等——の役割を重視する。わたしは日本国憲法前文から「マルチトラック外交」という「する」平和主義が導き出されると考えている。さまざまな主体が平和ワーカーであり、紛争ワーカーであると考える。

以上のように、わたしの憲法平和主義論はガルトゥングの考えと同じではないが、ガルトゥングの影響は明確にある。しかし、ガルトゥング平和学は長年にわたる思考と実践にもとづく壮大な体系であって、わたし自身、まだまだ学び続けなければならないと痛感している。

リアドンから受けた示唆

2025年の現在、フェミニズムの観点から戦争、平和、暴力の問題にアプローチすることは必要不可欠なことであり、我々は多くの研究と実践の成果を持っている。しかし、1985年にベティ・リアドンが『性差別主義と戦争システム』⁸⁾を公刊したとき、これは先駆的な研究であったと思う。リアドンは、この本の中で、家父長制的支配構造と国家安全保障中心の国内政治構造の相互連関を指摘し、性差別主義と戦争システムの両者を統合的にとらえて、両者

とともに平和的に変革するための道筋を探った。わたしはリアドンの研究から大きな示唆を受けて、次のように日本国憲法9条と24条を一体的に把握することを試みた⁹⁾。

大日本帝国憲法から日本国憲法への移行は、よく知られているようにきわめてラディカルかつ全面的なものであるが、その核心は日本国憲法1条、9条、24条にあるといえる。すなわち、天皇主権から国民主権への移行（1条）、武力行使・武力保持の否定（9条）、家族における男性支配の否定＝夫権・父権の否定（24条）である。

9条と比べて、24条の革命的意義は見逃されがちであるが、日本国憲法の草案を審議し可決した1946年の第90帝国議会は24条の意義に気づいていた。議事録を見ると、天皇制と「家」制度は密接な関係・相互依存関係にあり、「家」制度の否定は国体を破壊するものだという議論がなされており——「1条と24条は国体を破壊する二大橋頭堡である」という発言がある——、「家」制度を温存する方向の修正案が出されたが採用されなかったということがわかる。「家」はいわば天皇制国家の細胞であり、天皇制国家を支える基盤だったのである。24条は日本の支配層にとってたいへんな脅威であった。大日本帝国憲法への復古志向を持っていた1950年代の憲法改正論は、天皇の地位の復権、再軍備、「家」制度の復活——つまり、1条、9条、24条の改正——を「三点セット」としていた。

憲法9条と24条の一体的把握

憲法24条は実は9条と相まって平和主義の規定である。それはどういうことか。日本国憲法の平和主義は、第一に前文第2段落と9条に示されている。前文第2段落は、全世界の人々の平和的生存権を確認し、それを保障する公正な世界秩序をつくるために、日本の市民と政府が行動することを求めている。公正な世界秩序とは、専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏が克服される世界秩序である。また9条は、武力による威嚇、武力の行使、軍隊の保持を禁止し、交戦権を否定しており、日本の市民と政府の行動は非軍事的・非暴力的なものでなけれ

ばならない。

一定の領域内で正当な暴力行使を独占するのが近代国家である。日本国憲法の当初の意図は、9条2項で、近代国家に許容されている軍隊の保持を否定する点で、近代国家を超えようとするものとみることができる。近代国家を超えるという点では、憲法24条にも注目しなければならない。近代国家において、暴力が正当化され、許容される場面は2つある。その1つが軍隊の暴力であるが、もう1つは家族圏における家父長制的暴力であった。

近代国家は、政府が介入する公的領域と政府が介入しない私的領域に社会を二分し、私的領域のうち家族圏を家父長＝夫・父の支配に委ねてきた。そして家父長が自分の領域＝家族圏を統治・支配するとき、究極的には暴力の威嚇または行使が背景にあったであろう。フランス革命後のナポレオン法典は家父長支配の原則、すなわち妻の夫への従属を厳格に規定していたし、19世紀の英米法は夫の妻への懲戒権＝暴力を認めていた。西洋近代とは男性支配の社会であり、近代家族は家父長家族であった。家父長制の核心には夫の暴力があったのである。

家族圏における男女の同権を保障する日本国憲法24条は、いまではよく知られているように、ウィーン生まれのユダヤ人、ベアテ・シロタ・ゴードンによって起草された。この規定のココロは、日本政府によって変形される前の彼女の草案（マッカーサー草案23条）によく示されている。すなわち「婚姻は、両性の法的・社会的平等性に立脚し、親の強制ではなく相互の合意に基づき、男性の支配ではなく相互の協力により、維持されなければならない」。日本国憲法24条は、家族圏における男性支配の否定を目的としていることがはっきりわかる。それは近代家族の克服をも含意しており、近代国家を超えるパースペクティヴを示している。

このように見てくると、日本国憲法は、9条と24条によって、近代国家において正当化されてきた2つの領域の暴力——軍隊の暴力と家父長制的暴力——をともに克服しようとするものと見ることができるのである。

フェミニズムの考える平和的変革——ケアという価値・

責任

『性差別主義と戦争システム』の中で、リアドンは性差別主義と戦争システムの双方の暴力を克服する平和的変革の方法として、教育（人間形成）の重要性を指摘することに加えて¹⁰⁾、キャロル・ギリガンの『もうひとつの声で』¹¹⁾を引用しつつ、ケアの価値・責任を強調している。いま平和を考えるにあたってケアの倫理を視野に入れることは必要なことであると多くの人が考えるに至っているが¹²⁾、1985年の時点でケアの倫理を重視したことも先駆的であったと思う。「主権、個人主義、分断、競争」という男性が支配するときを使う方法ではなく、「我々はみな相互依存の中で存在している」というフェミニストの世界認識にもとづいて非暴力的変革を考えていくことをリアドンは提唱していた。

フェミニストのこのような考え方はいまでは一大潮流になっているとわたしは感じるが、「人間や国家は決して自立していない、人間も国家も脆弱である、我々はみな相互依存の中に存在している」という認識は実は日本国憲法9条と共鳴しているとわたしは考えている。日本国憲法の平和主義の原点は、主権国家が武装して自立する秩序や「自衛」によって暴力行使を正当化する秩序ではない国際秩序——つまり国家が相互依存の中に存在する国際秩序、国家が非暴力的につながる秩序——をめざしていたのである。それへ至る道はきわめて険しく超長期的な目標となるだろう。しかしわたしはこの道を進みたいと思う。

【注】

- 1) ヨハン・ガルトゥング著／矢澤修次郎・大重光太郎訳『グローバル化と知的様式——社会科学方法論についての七つのエッセー』東信堂、2004年、272頁。
- 2) 同上『グローバル化と知的様式』85-86頁。
- 3) ガルトゥングの著作は膨大であるが、ここでは最小限のものを挙げておきたい。ヨハン・ガルトゥング著／高柳先男・塩屋保・宇田川史子訳『90年代日本への提言——平和学の見地から』中央大学出版部、1989年、Johan Galtung, *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*, SAGE, 1996、ヨハン・ガルトゥング著／木戸衛一・藤田明史・小林公司訳『ガルトゥングの平和理論』法

- 律文化社、2006年、ヨハン・ガルトゥング著／藤田明史・奥本京子監訳・トランセンド研究会訳『ガルトゥング紛争解決学入門——コンフリクト・ワークへの招待』法律文化社、2014年、ヨハン・ガルトゥング著／御立英史訳『日本人のための平和論』ダイヤモンド社、2017年、ヨハン・ガルトゥング著／藤田明史編訳『ガルトゥング平和学の基礎』法律文化社、2019年。
- 4) 日本国憲法の平和主義に対するガルトゥングの分析は、『90年代日本への提言』の「IV 日本のための積極的平和政策——いくつかの提案」にまとまったものがある。
 - 5) 深層文化についてはさしあたり、『ガルトゥング紛争解決学入門』の「5 金曜日：深層文化・深層行動・深層構造」を参照。
 - 6) わたしの憲法平和主義論についても、最小限のものを挙げておく。君島東彦「六面体としての憲法9条——憲法平和主義と世界秩序の70年」全国憲法研究会編『憲法問題29』三省堂、2018年、9-21頁、君島東彦「憲法の平和構想」日本平和学会編『平和学事典』丸善出版、2023年、14-19頁、君島東彦「平和研究としての憲法9条論」『立命館国際研究』36巻4号、2024年、1-17頁。
 - 7) 日本国憲法の平和主義について、深層文化のレベルにまで降りていって分析したものとして、柄谷行人『憲法の無意識』岩波新書、2016年、がある。
 - 8) Betty A. Reardon, *Sexism and the War System*, Teachers College, Columbia University, 1985, Syracuse University Press, 1996、ベティ・リアドン著／山下史訳『性差別主義と戦争システム』勁草書房、1988年。
 - 9) 君島東彦「『普通の近代国家』を超えるプロジェクトとしての日本国憲法——九条と二四条の一体的把握」福島みずほ編『みんなの憲法二四条』明石書店、2005年、320-324頁。
 - 10) リアドンは、平和教育の理論化、実践、グローバルなネットワーク形成に尽力した。ベティ・リアドン、アリシア・カベスード著／藤田秀雄・浅川和也監訳『戦争をなくすための平和教育——「暴力の文化」から「平和の文化」へ』明石書店、2005年を参照。
 - 11) Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982, キャロル・ギリガン著／川本隆史・山辺恵理子・米典子訳『もうひとつの声で——心理学の理論とケアの倫理』風行社、2022年。
 - 12) 代表的なものとして、Judith Butler, *The Force of Nonviolence: An Ethico-Political Bind*, Verso, 2020、ジュディス・バトラー著／佐藤嘉幸・清水知子訳『非暴力の力』青土社、2022年、岡野八代『ケアの倫理——フェミニズムの政治思想』岩波新書、2024年。

